

中野区みどりの基本計画



平成 31(2019) 年 1 月

中野区みどりの基本計画の改定にあたって

中野区では、平成21年8月に策定した「中野区みどりの基本計画」に基づいて、中野四季の森公園をはじめとした防災機能を有する大規模公園の整備、まちづくりに伴う公開空地や壁面・屋上緑化の整備推進、接道部緑化助成による生け垣化の推進や緑化指導などの取り組みを進めてきました。

この間、地球温暖化による気候変動を受け、相次ぐ大規模災害が起こり、都市部に暮らす私たちを取り巻く生活環境にも影響が及んできています。昨年を振り返ると、夏には国内各地で過去最高気温を更新する記録的な暑さに見舞われ、西日本を中心とする豪雨災害では、多くの被害が発生しました。このような中で、都市のヒートアイランド現象の緩和、生物の生息環境の形成、レクリエーションや憩いの場の提供、防災性の向上など、みどりの果たす役割や機能はこれまでも増して再認識されています。また、区内各地でまちづくりや公園整備の取り組みが大きく進展しており、さらにはみどりの基本計画の根拠法である「都市緑地法」の改正など、みどりを取り巻く国の政策も大きな転換がされることとなりました。

このような社会状況等の変化を踏まえ、このたび「中野区みどりの基本計画」改定の運びとなりました。新しい「中野区みどりの基本計画」では、みどりの将来像を『いきいきと人とみどりが育つまち』と定め、これまでの基本方針を継承しつつ、環境問題の変化や法改正の動向等を踏まえた施策の見直しを行いました。重点的に取り組むテーマとした「民間活力の活用によるみどりの拠点の充実」「みどり豊かな回廊の形成推進」「地域にゆかりのあるみどりの保全強化」を中心とし、一層のみどりの保全と創出を図ってまいります。

最後となりますが、計画の改定にあたり、意見交換会等によりご意見をいただきました区民の皆さまに厚く御礼申し上げます。みどりのまちづくりを進めるためには、区民や事業者の皆さまと区が協働し、知恵を出し合いながら取り組んでいく必要があります。次の世代により良い未来をつないでいくため、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年（2019年）1月

中野区長

酒井直人



目 次

第1章 みどりの基本計画について	1
1-1 計画改定の目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画のフレーム	2
1-4 みどりの定義	3
第2章 みどりの現状と課題	4
2-1 中野区のみどりの現状	4
2-2 みどりの機能から見たみどりの現状	10
2-3 みどりに関する区民意識	15
2-4 計画の達成状況	18
2-5 中野区のみどりの課題	26
第3章 のぞましいみどりの姿と基本方針	28
3-1 基本理念	28
3-2 基本方針	28
3-3 みどりのまちの将来像	30
3-4 計画の目標	31
3-5 みどりの配置計画	34
3-6 緑化重点地区の指定	35
第4章 実現への施策	36
4-1 施策の体系	36
4-2 重点施策	38
4-3 みどりのまちづくりを実現する施策	39
第5章 地域別緑化推進の方針	55
5-1 南部地域	56
5-2 中南部地域	58
5-3 中東部地域	60
5-4 中央部地域	62
5-5 北東部地域	64
5-6 北部地域	66
5-7 北西部地域	68
第6章 計画実現のために	70
6-1 区の推進体制	70
6-2 区民・事業者・区の役割分担	70
6-3 周辺区・東京都・国との連携	71

第7章 資料編.....	72
7-1 緑被の状況	72
7-2 接道部緑化の状況.....	73
7-3 樹林の状況	74
7-4 樹木の状況	75
7-5 みどり率について.....	76
7-6 公園について	76
7-7 改定の経過	77

第1章 みどりの基本計画について

1-1 計画改定の目的

中野区ではみどりに関するマスタープランとして「中野区みどりの基本計画」を平成13年（2001年）に策定しました。その後、平成21年（2009年）8月に「中野区みどりの基本計画」の改定を行い（以下、「改定前計画」という。）、平成30年（2018年）を目標年次として、改定前計画に基づきみどりのまちづくりを進めてきました。その間、ヒートアイランド現象の深刻化、地球温暖化の進行、生態系の変化、大規模地震や豪雨等に対する防災対策、公園施設をはじめとした社会資本の老朽化の進行等、社会状況の変化に伴い、新たな課題への対応が求められています。

こうした社会状況の変化に応じるため、国では「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（平成28年（2016年）5月）」とりまとめを行い、平成29年（2017年）5月には「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布されました。

中野区においても、社会状況の変化と今後の長期的な社会動向等を見据えて、中野区基本構想の改定を行い、あわせて「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（以下、「10か年計画」という。）」を平成28年（2016年）4月に策定しました。また、地球温暖化対策を中心に環境保全の基本計画である「中野区環境基本計画」を平成28年（2016年）3月に策定しました。

その一方で、住宅の建替えを契機とした宅地の細分化などが要因となり、民有地における緑は引き続き減少し、改定前計画が策定された平成21年（2009年）から10年間に、中野区における緑被率は16.37%から16.14%へと、区全体の面積に対して0.23%減少し、3.61haの緑が失われました。

このように基本計画を平成21年（2009年）に改定した当初とは大きく変動している状況を踏まえ、みどりが持つ多様な機能を十分に発揮することで、中野区基本構想で掲げる将来都市像「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちの実現を目指し、みどりの基本計画を改定します。

1-2 計画の位置づけ

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に定める緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画であるとともに、中野区みどりの保護と育成に関する条例第4条に基づくみどりの保護と育成に関する基本計画です。

中野区基本構想及び中野区10か年計画を上位計画とし、中野区都市計画マスタープラン、中野区環境基本計画と整合を図るものです。また、「みどりの新戦略ガイドライン」をはじめとした東京都等の緑に関する計画とも整合を図ります。

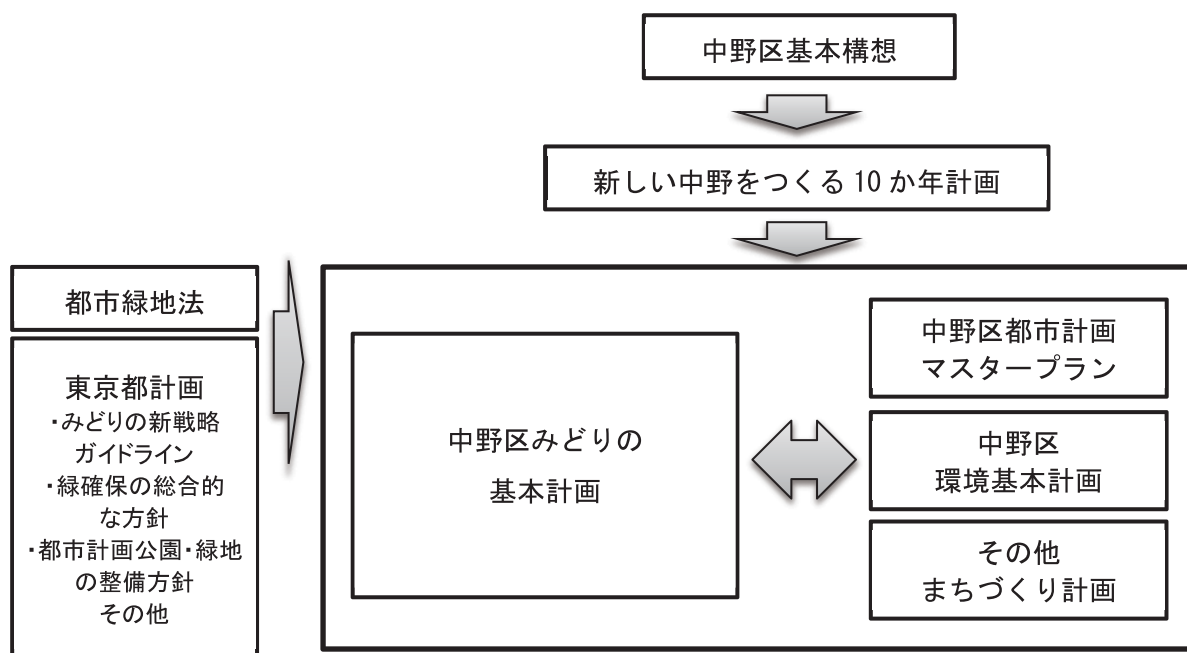


図 1-1 計画の位置づけ

1-3 計画のフレーム

（1）計画の期間

みどりの基本計画の計画期間は、2019年度を初年度とし、2028年度までの10年間とします。計画の策定後は、施策等の進捗状況の確認と達成度の検証を行い、区の上位計画や社会状況の変化に応じて改定を行うこととします。

（2）計画の範囲

中野区全域とします。

（3）将来人口

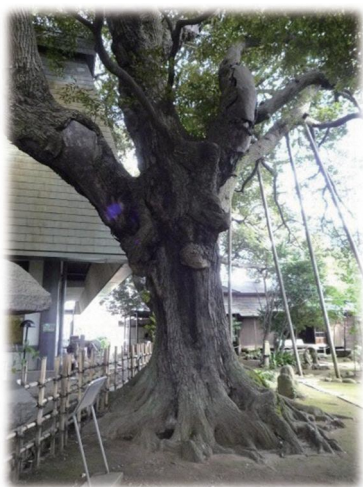
平成30年（2018年）1月1日現在の中野区の人口は約33万人です。本計画では、新しい中野をつくる10か年計画における区がめざす将来推計を踏まえ、2028年における将来人口を約32万人とします。

1-4 みどりの定義

本計画の“みどり”とは、樹木や草花などの植物のある空間だけではなく、その空間に生息する虫や鳥をはじめとする生き物、緑と一体をなす水や大気や土とともにとらえ、こうした環境全体を対象とします。

区の木 区の花

中野区では、昭和 54 年に区民公募によって、区の木を「しい」、区の花を「つつじ」に決定しました。「しい」や「つつじ」は、公園の植栽等に活用しています。



しい



つつじ

第2章 みどりの現状と課題

2-1 中野区のみどりの現状

(1) みどりの分布状況

平成 28 年度（2016 年度）に実施した中野区緑の実態調査では、区全域の緑被地面積は 251.35ha、緑被率は 16.14%でした。平成 19 年度（2007 年度）調査時点の緑被地面積は 254.96ha、緑被率は 16.37%で、この 10 年間で 3.61ha、区全体の面積に対して 0.23%の減少でした。

公共用地、道路、公園等の公的な土地利用の緑被地は、緑被地全体の約 37%で、その他の緑被地は民有地にあり、そのほとんどが住宅の緑となっています。



図 2-1 緑被地面積の推移

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

一方みどり率※は、平成 28 年度（2016 年度）の時点で 17.46%と、平成 19 年度（2007 年度）のみどり率 17.54%から、区全体の面積に対して 0.08%の減に留まっています（みどり率の推移は、P18.2-4 計画の達成状況（1）みどり率の状況を参照）。

区内の主なみどりのまともりは、平和の森公園、江古田の森公園、哲学堂公園等の公園、敷地規模の大きい集合住宅、社寺林等になります。また中野四季の都市（まち）の完成により、中野四季の森公園や大学、事業所の緑地が一体的に整備されたほか、白鷺せせらぎ公園、本五ふれあい公園、南台いちょう公園といった大規模公園等が整備されたことにより、新たな緑化空間が形成されました。

※みどり率：緑被地に河川等の水面の占める面積と、公園の緑で覆われていない部分を合わせた面積の区全体に占める割合

平成 19 年と 28 年の区全体の緑被率の変化をみると、緑被率の高い地域（上鷺宮、鷺宮、江古田等）の多くで減少傾向にあることが分かります。こうした地域は緑被の多くが民有地にあり、主な減少要因として住宅開発や駐車場の整備等による屋敷林等の消失や減少などがあげられます。このほか、開発による一時的な更地化や、地下調節池等の整備に伴う既存樹林の伐採なども緑被率の減少に反映されています。

一方、一時的に更地であった箇所への植栽や、公園・街路樹の生長などにより緑被率が増加した地域もみられます。今後は新たな大規模公園の整備に伴い、植え替えられた若木等の生長による緑被地面積の増加も期待されます。

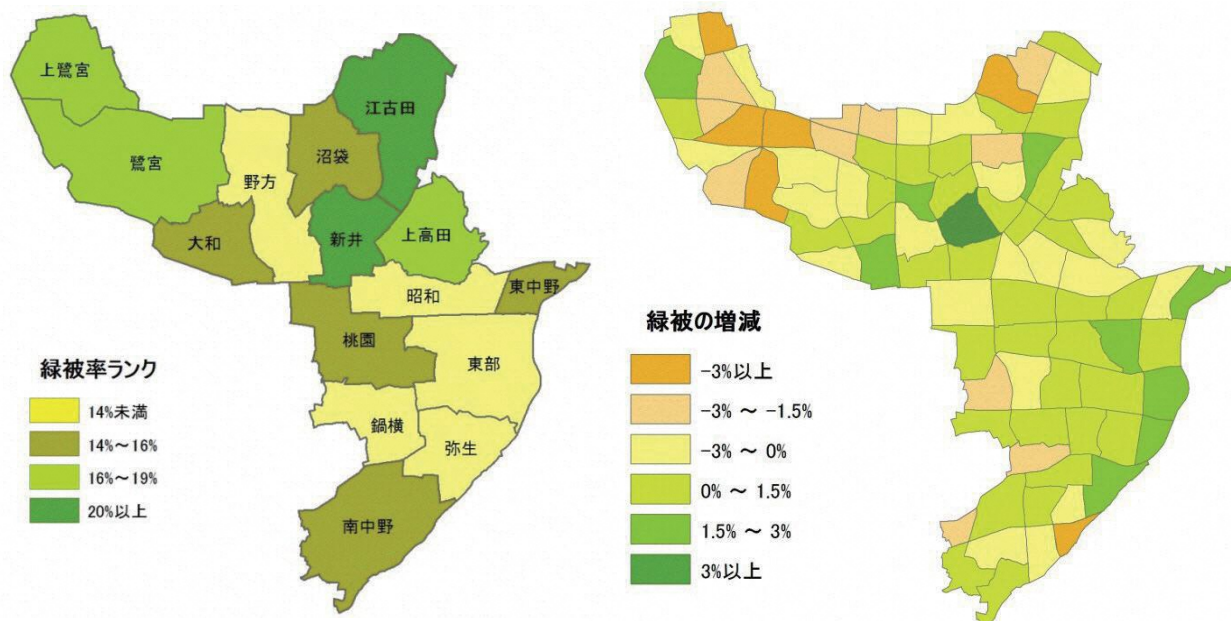


図 2-2 区民活動センター区域別緑被率ランク図（左）

町丁目別の緑被率経年変化図（平成 28 年－平成 19 年）（右）

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

(2) 住宅地のみどりの現状

中野区は、面積の半数以上が住宅地で占められていますが、平成 28 年度（2016 年度）の住宅地※における緑被率は 15.1%と、区全体の緑被率と比較し低いことが分かります。また、平成 19 年度の緑被率 15.5%からは 0.4 ポイント減少し、緑被地面積にして 2.29ha の緑が失われました。

この内訳を、草地・樹木地・屋上緑化の別で見ると、草地は 1.64ha、屋上緑化は 0.11ha 増加している一方で、樹木地は 4.04ha も減少しています。

住宅地では緑被自体が減少しているだけでなく、緑被を構成している緑が高さを持った樹木から地表面を覆う草本等へと変化していることが分かります。

※住宅地：ここでは東京都土地利用現況調査において建物用途が住宅用地に分類される敷地のことを指します。

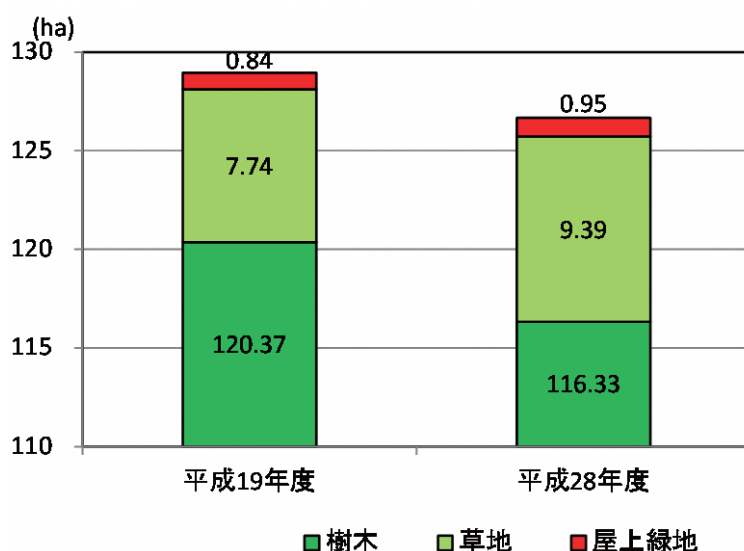


図 2-3 住宅地の緑被の推移

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

(3) 建築物上のみどりの現状

区内の建築物上の緑化のうち、屋上緑化は約 921 箇所、2.81ha が整備されており、平成 19 年度調査時点より約 1ha 増加しました。また、壁面緑化は約 130 箇所、0.48ha が整備されています。

中野四季の都市（まち）で新設された建築物には、大規模な屋上緑化や壁面緑化が整備されています。また、区立・都立・私立学校の建替によっても屋上緑化が整備されています。

(4) 接道部緑化の現状

接道部緑化の整備量は平成 19 年度（2007 年度）調査と比較して、平成 28 年度（2016 年度）調査では約 2,000 箇所、約 4 km 増加し、約 6,140 箇所、約 63.5 km が確認されました。一定規模以上の建築計画では、東京都及び中野区の条例によって接道部緑化整備が義務づけられていることから、集合住宅や学校の新築・改築等に伴い、新たな接道部緑化が整備されています。また近年は、単一樹種による生け垣よりも複数の樹種を用いた植え込み状の緑化が多くなっており、道路上から見えるみどりの量の増加とともに、さまざまな表情のみどりが育まれています。

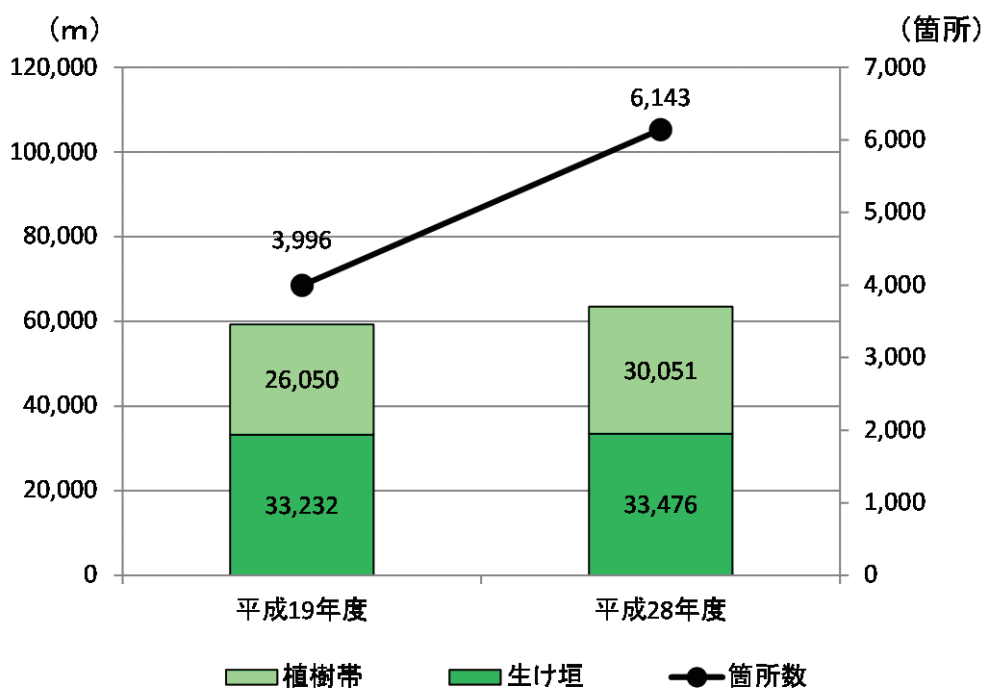


図 2-4 接道部緑化の推移

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査



区立中野中学校の接道緑化

(5) 樹林の現状

区内の樹林（面積 300 m²以上、高さ 7m 以上の樹木のまとまり）は、238 箇所、47.83ha があります。樹林の多くは公園や社寺林ですが、屋敷林、集合住宅、学校等にも樹林の分布が見られます。平成 19 年度（2007 年度）調査では約 60ha 近くの樹林がありましたが、平成 28 年度（2016 年度）調査では約 48ha に減少しています。減少の主な要因は集合住宅の建替や跡地開発によるものです。また屋敷林も開発に伴い約 1.4ha 減少しています。

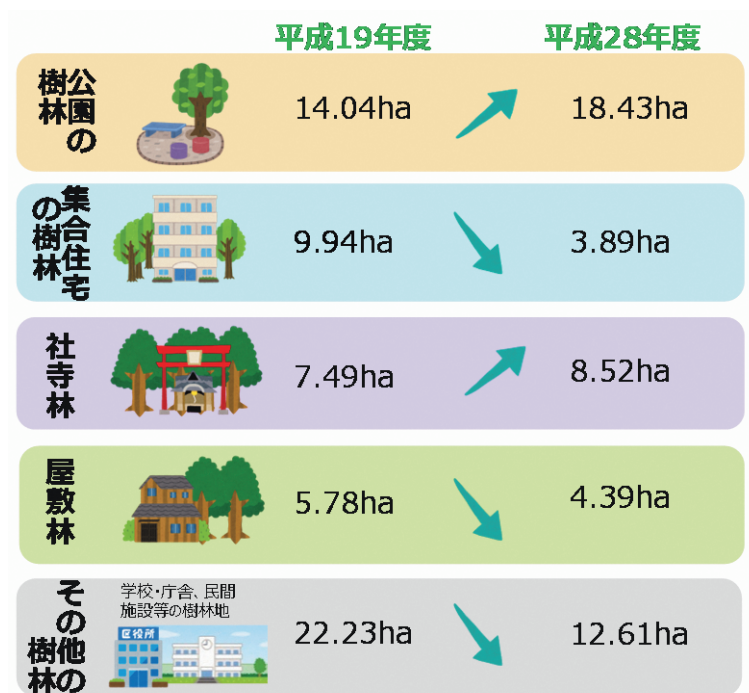


図 2-5 樹林の形態別の推移

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

(6) 樹木の現状

区内には、幹周り 1m 以上、高さ 9m 以上の樹木は約 5,500 本あります。これらの樹木は、全体本数としては減少傾向にありますが、幹周り 2m 以上の大きな樹木は増加しています。これらの大きな樹木は公園、社寺境内地、公的集合住宅に多く、保全されている状態にあるためです。一方で住宅地等の民有地の樹木は開発等によって減少しています。

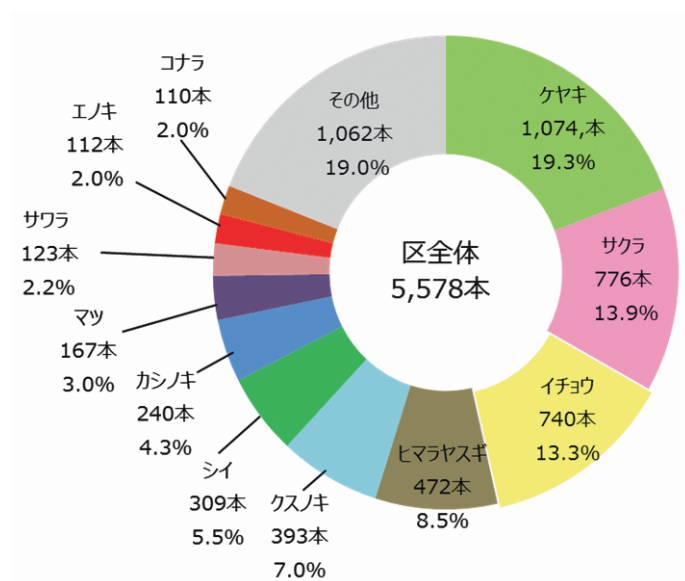


図 2-6 樹種別の樹木構成

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

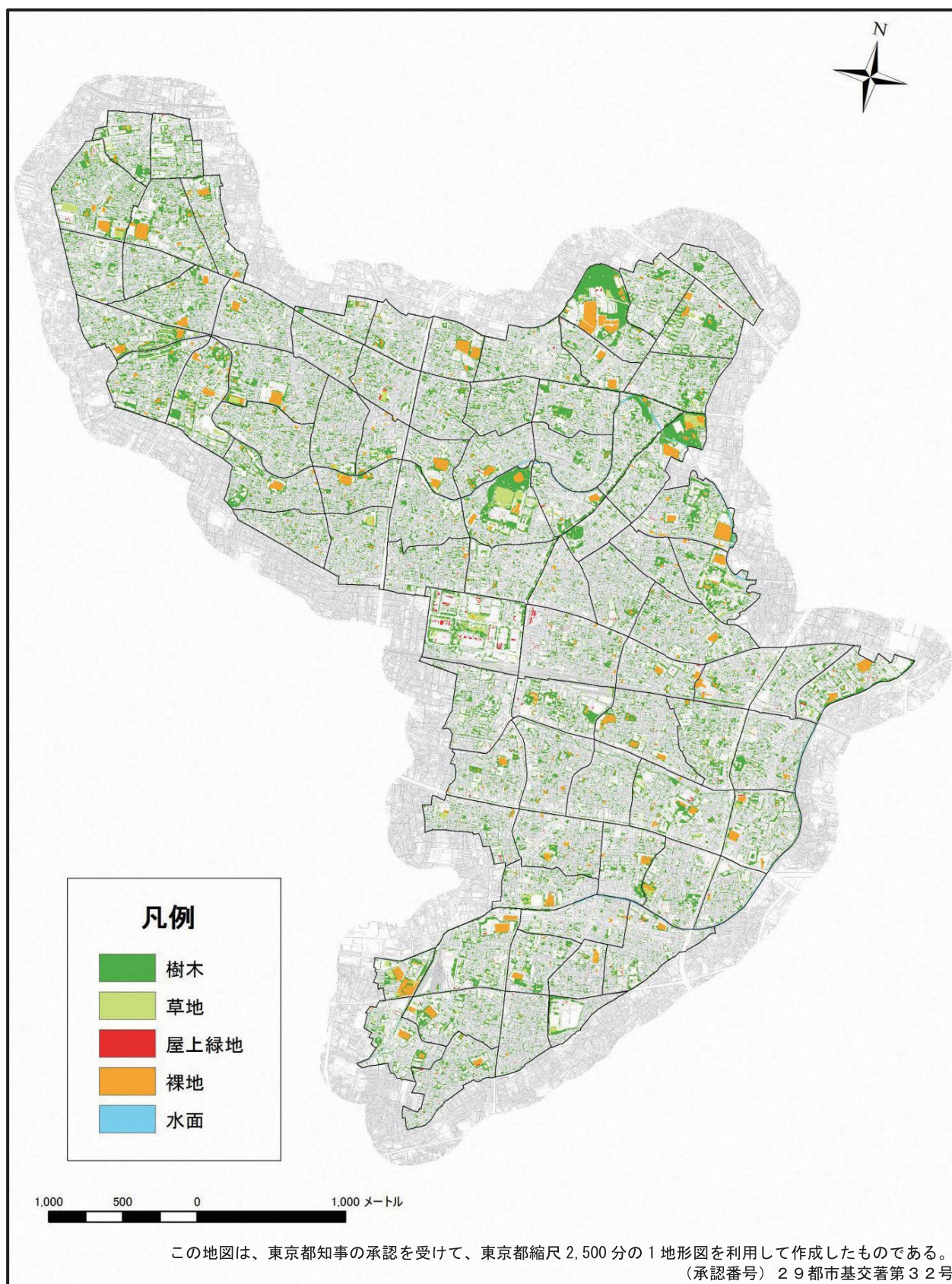


図 2-7 緑被分布図（平成 28 年 7 月撮影の航空写真をもとに作成）

2-2 みどりの機能から見たみどりの現状

みどりが都市において果たす主要な機能は ①環境保全機能 ②防災機能 ③景観機能 ④レクリエーション等自然とのふれあい機能 が挙げられます。

これら4つの機能別に、ネットワーク形成の視点から整理を行います。

表 2-1 みどりの機能

みどりの機能	内容
環境保全機能	植物の持つ二酸化炭素の吸収、蒸発散作用等によって、ヒートアイランド現象※等の都市気象、大気汚染、騒音、振動の緩和、生物の生息・生息環境の場の形成、地下水の涵養など、都市環境を調節する機能
防災機能	地震や火災の発生時において、避難場所、延焼遮断帯、避難路、救援等の活動拠点となって都市の安全性、防災性を高める機能 頻発するゲリラ豪雨等において、雨水浸透による都市型洪水を抑制する機能
景観機能	風土に応じた多様な景観、四季で変化する景観、文化・歴史と関わる景観等の独自の景観を形成する機能
レクリエーション等自然とのふれあい機能	休息、運動、健康増進、自然とのふれあいなど多様化する余暇活動の需要に対応する機能

※ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象。森林や草地の減少による蒸発冷却能力の低下、建物や舗装面の増加による蓄熱量の増加、空調や車などから発生する人工排熱等が要因と考えられています。

(1) 環境保全機能に着目したみどりの現状

中野区では、平和の森公園、江古田の森公園、哲学堂公園、新井薬師公園等の面積規模の大きい公園にまとまったみどりが存在し、みどりの拠点を形成しています。また、久成寺一帯、蓮華寺一帯など社寺境内地にもまとまったみどりがあります。これらの公園や社寺境内地の樹林は、大径木や水辺を有しているものもあり、生きものの生息・生育環境となっています。区北西部には都市部では貴重な空間である農地が現在も残っています。

身近なみどりとしては公園、住宅・マンション・事業所の庭、学校等のみどりがあります。日常の生活において、みどりは四季の変化を感じさせてくれたり、生活環境を整えてくれたりするなど、都市の生活を快適にする役割があります。このような小さいみどりが、区内にはさまざまな形で存在しており、身近なみどりとして親しまれています。

点在するみどりの他、街路樹や河川は線状に連なるみどりを形成しています。区内の主要な幹線道路には街路樹が整備されており、山手通りの道路事業によって街路樹が整備されたことにより、南北の環境軸の形成が進んでいます。また神田川では神田川四季の道の整備の進捗に伴い、緑の軸の充実が図られています。

なお、身近なみどりのうち、屋敷林や農地等の民有地に古くからあるみどりは相続等を契機に縮小、消失する傾向にあるため、これらの保全が必要です。

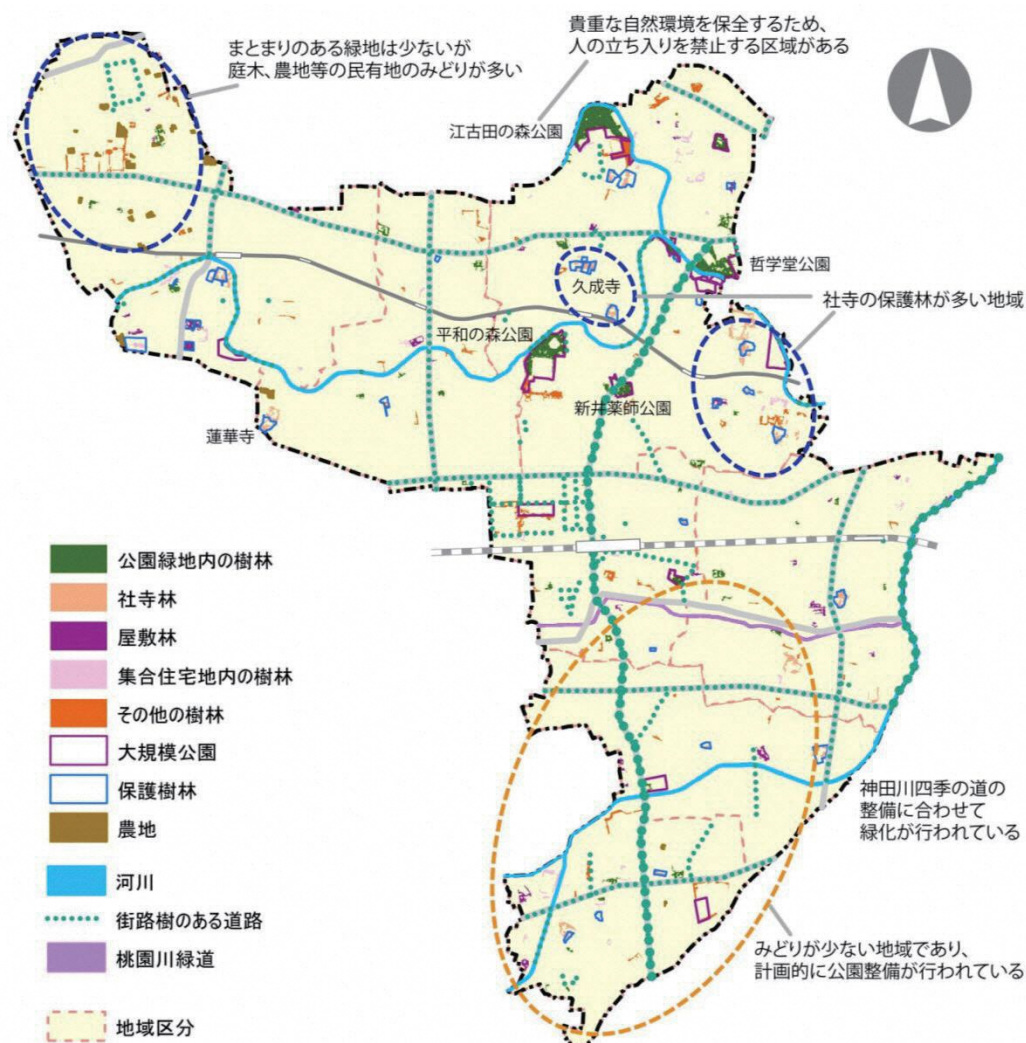


図 2-8 環境保全機能に着目したみどりの現況図

(2) 防災機能に着目したみどりの現状

哲学堂公園、平和の森公園や、中野四季の森公園などの大規模公園を中心とした周辺一帯は、地震災害時に延焼から身を守るための広域避難場所に指定されています。この10年間で、中野四季の森公園をはじめ新たに5か所の大規模公園が広域避難場所の一部として整備されていますが、引き続き一人あたりの避難面積と避難距離の課題に対応するため、防災機能を備えた公園を整備していく必要があります。

その他の公園・緑地についても、延焼防止等の被害の抑止や緩和、発災後の地域住民の活動拠点や救援・復旧等の活動に重要な役割を果たすオープンスペースとして位置付けられており、まちづくり事業等を活かした整備を進めていく必要があります。

しかし、避難路や延焼遮断帯の役割を果たす都市計画道路が整備されている一方で、老朽化した木造住宅や狭あい道路等が多く存在する木造住宅密集地域も、区内に広く分布しています。これらの地域では、建築物の不燃化の促進、避難路の整備やオープンスペースの確保など災害に強い住環境づくりのための防災まちづくり事業を進めています。

神田川、妙正寺川など区内の主な河川では、局地的な豪雨による水害対策として、東京都により河川改修が進められる一方、沿道の管理用通路は遊歩道としても利用できるよう植樹帯の整備が進められており、区は引き続き東京都に対し緑化を働きかけていきます。

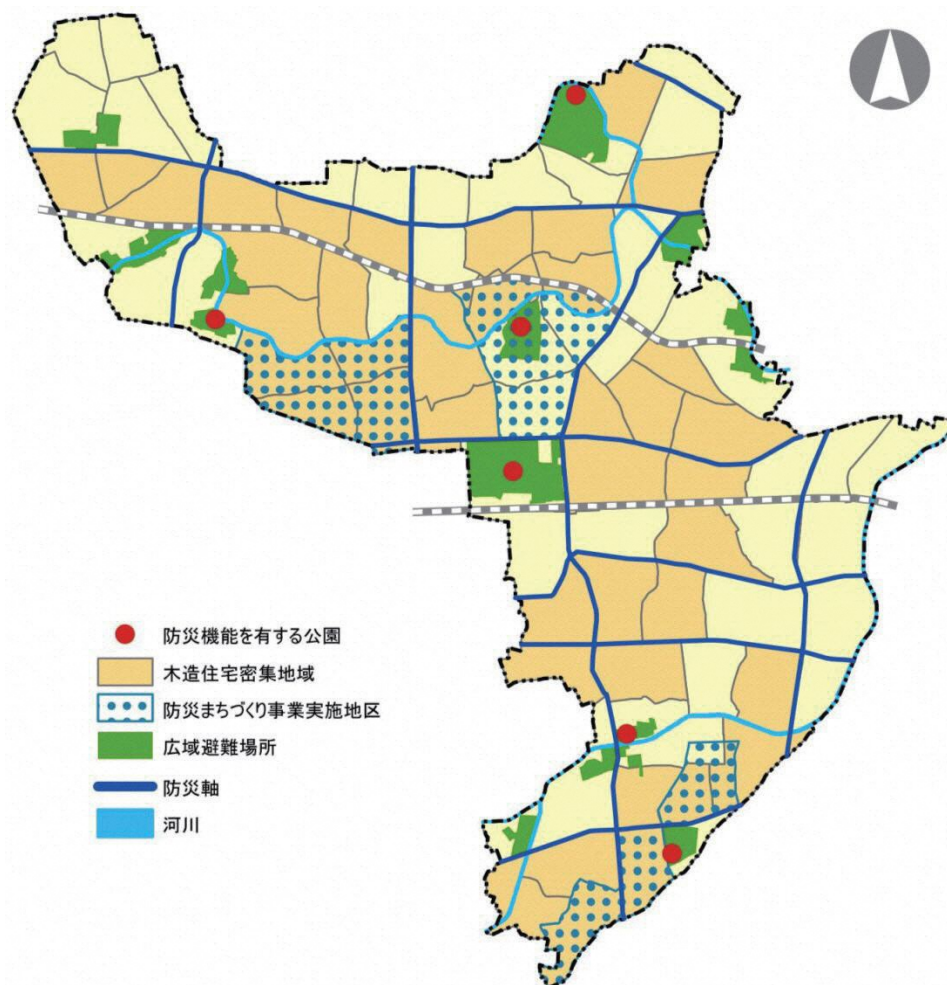


図 2-9 防災機能に着目したみどりの現況図

(3) 景観機能に着目したみどりの現状

都市の景観はそれぞれに個性を持っており、地域を代表する景観の中には、みどりと一体となって、地域の風景を形成したり、風格を醸し出しているものもあります。また、みどりそのものが景観のシンボルやランドマークになっています。

区内の特徴的な景観としては、哲学堂公園と旧野方配水塔があります。哲学堂公園は東京都の名勝に、また旧野方配水塔は国の登録有形文化財に指定されており、みどりを伴う歴史・文化的な景観となっています。中野通りや神田川のサクラ並木は、区民に親しまれるサクラの街道となっています。また、中野駅周辺の警察大学校跡地に整備された中野四季の都市（まち）は、整備後間もないですが、中野のランドマークとなりつつあります。このように、みどり豊かなオープンスペースが、良好な都市景観の一端を形成しています。また、区北西部にはわずかながら農地が残っています。これらの農の風景は、かつての武蔵野の風景であり、中野の多様な景観のひとつの要素となっています。その他にも歴史民俗資料館のスタジイや社寺境内地のみどりのある風景は、懐かしさを感じる景観となっています。

地域のシンボルとなっているみどりの景観やみどりと一体となった良好な景観を守るとともに、みどりのある良好な都市景観を形成していく必要があります。

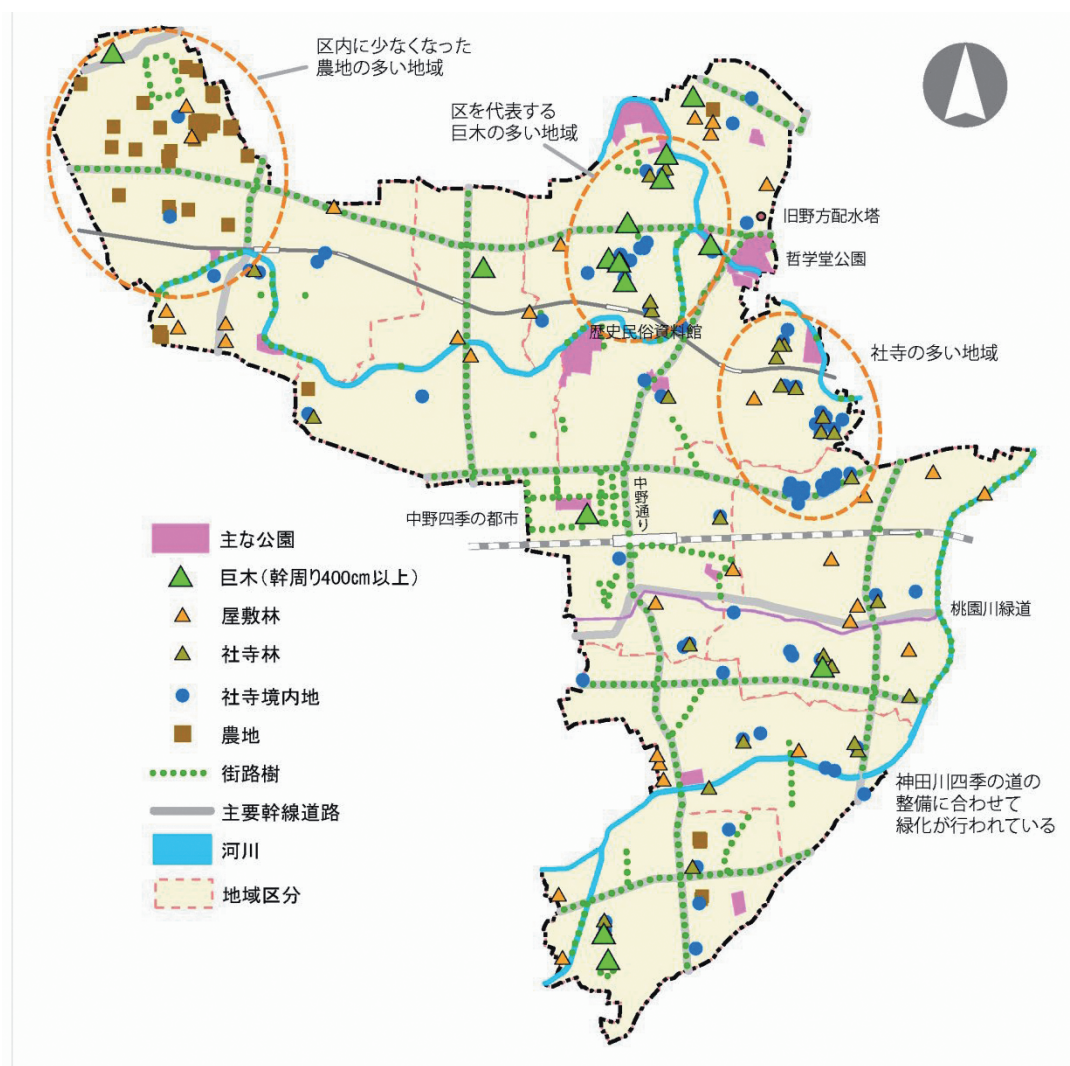


図 2-10 景観機能に着目したみどりの現況図

(4) レクリエーション等自然とのふれあい機能に着目したみどりの現状

レクリエーションの場となる公園緑地は、都市計画公園・都市公園・条例等の公園を合わせて 191 箇所（平成 29 年度末）が整備されています。面積規模の大きい総合公園、地区公園は区の北東部に、やや集まって分布しています。その他の公園は区内全域に分布しており、人が歩いて行ける範囲を約 250m とすると、区内ほぼ全域に歩いて行ける公園が分布している状態になっています。

面積 500㎡以上の公園を対象として、人が歩いて行ける範囲を示した結果が図 2-11 となり、概ね全域に分布されているといえます。一方で、区民意識・実態調査においては、公園や広場の数が少ない、狭いとの意見が見られます。計画に基づいた公園整備を進めるほか、既存の公園がレクリエーション機能を発揮できるよう、公園機能の見直しと再整備をバランスよく行う必要があります。また全区的な公園の不足に対しては、市民緑地認定制度の活用も課題となります。

桃園川緑道や神田川沿いには遊歩道があります。散歩、ジョギング等の健康活動に対応できるよう、歩行者等を優先する散策路としての整備も必要です。

※市民緑地認定制度：都市緑地法第 60 条に基づき、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。



図 2-11 レクリエーション等自然とのふれあい機能に着目したみどりの現況図

2-3 みどりに関する区民意識

中野区では、20 歳以上の中野区民の男女 2,000 人を対象に、区民の行動や意識から区民のニーズを把握することを目的として、毎年「中野区区民意識・実態調査」を行っています。区民意識・実態調査において、みどりに関する内容を整理しました。

(1) 生活環境の満足度

生活環境の満足度では、自宅周辺の生活環境についてどのように感じるか 16 項目にわたり質問をしています。みどりに関する項目として「みどりの豊かさについて」「公園や広場について」があげられており、「2017 中野区区民意識・実態調査（2018 年（平成 30 年）2 月）」では、「どちらかといえばよい」と「よい」を合わせたよい評価は「みどりの豊かさ」が 60.9%、「公園や広場」が 60.2%でした。「みどりの豊かさ」は沼袋、松が丘、江原町、江古田、白鷺、上鷺宮で、それぞれ高くなっています。みどりに関する 2 項目の「どちらかといえばよい」と「よい」を合わせたよい評価の推移は図 2-12 のとおりです。

中野四季の森公園が開園した 2012 年（平成 24 年）の翌年の 2013 年（平成 25 年）に各項目ともよい評価の割合が高くなっています。その後いったんは割合が減少しましたが、2016 年はよい評価が増加し、2017 年では「公園や広場」へのよい評価は増加していますが、「みどりの豊かさ」へのよい評価はやや減少しました。

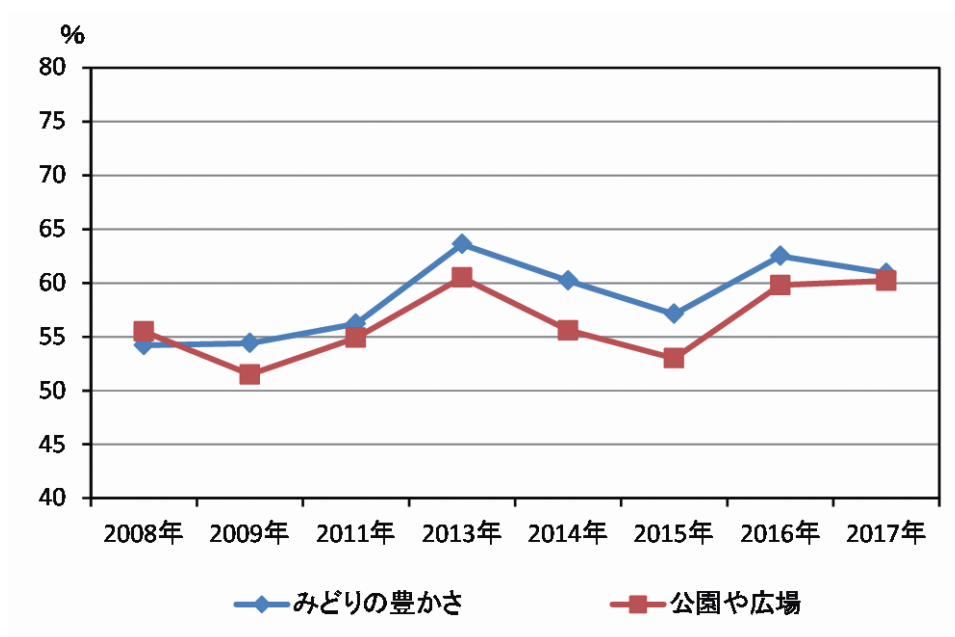


図 2-12 みどりに関するよい評価の推移

出典：中野区区民意識・実態調査

（２）区内の公園や広場の利用状況

図 2-13 は区内の公園や広場の利用状況、図 2-14 は区内の公園や広場利用者の満足度の推移を示しています。

公園や広場の利用状況について、2017 年（平成 29 年）調査では、「利用しない」が約 43%と最も高く、次いで「年に数回程度」、「月に 1～2 回程度」となっています。過去 3 年間の利用状況に変化はありません。

公園や広場利用者への満足度では、「まあ満足している」が最も高く、「やや不満である」「非常に不満である」の順位となっています。

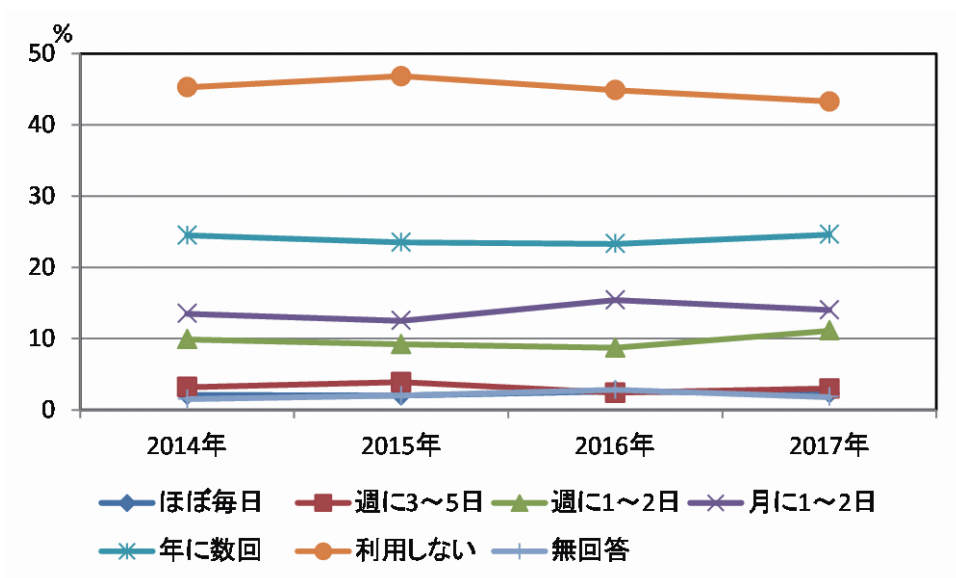


図 2-13 区内の公園や広場の利用状況の推移

出典：中野区区民意識・実態調査

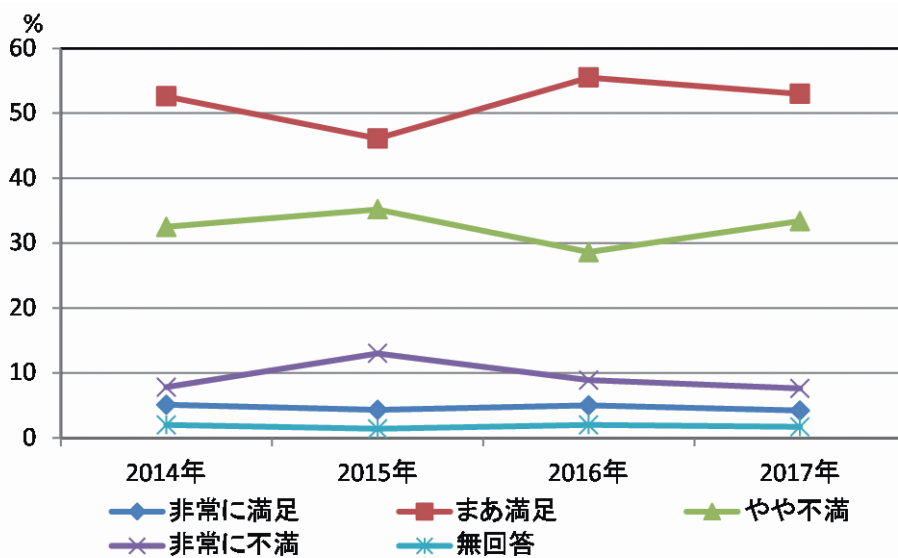


図 2-14 区内の公園や広場利用者の満足度の推移

出典：中野区区民意識・実態調査

（３）区内の公園や広場利用者の不満理由

公園や広場に不満がある人に、不満の理由を聞いた結果は図 2-15 のとおりです。

「数が少ない」「狭い」が不満理由の上位を占めています。「きれいでない」「治安が悪い」は減少傾向にあります。

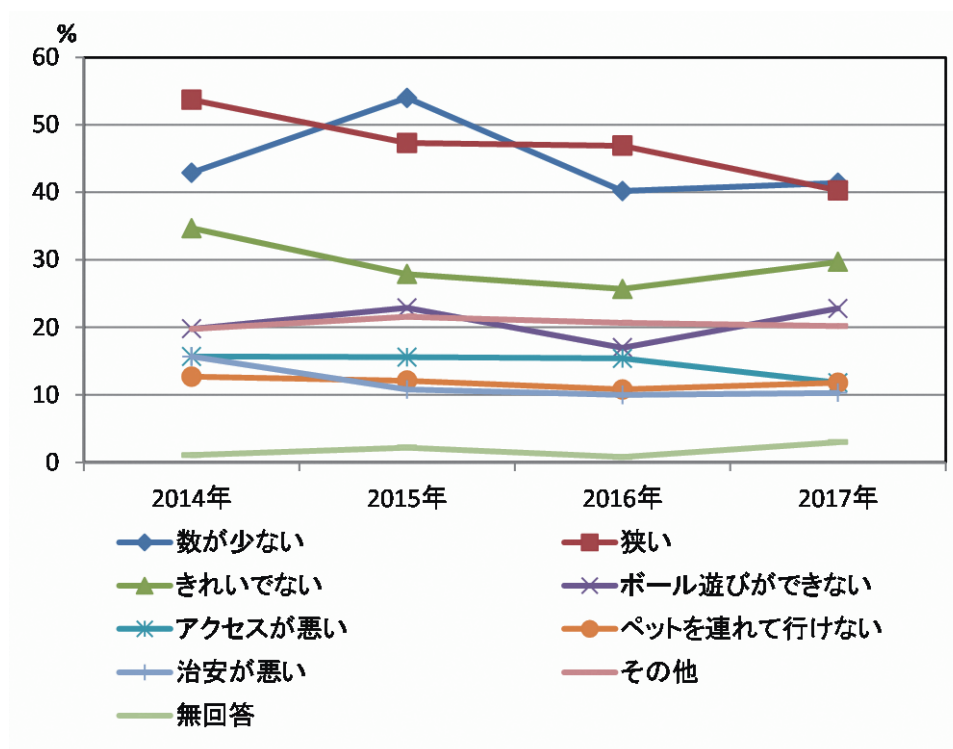


図 2-15 公園や広場に不満のある人の不満の理由の推移

出典：中野区区民意識・実態調査

P14.2-2（４）「レクリエーション等自然とのふれあい機能に着目したみどりの現状」において、人が歩いて行ける公園は概ね全域に分布されていることが分かりますが、人口密度が高い中野区では一人あたりの公園面積は 1.40 m²と小さく、アンケートの結果からも区民は不満を抱えていることが分かります。公園の不足に対しては、都市緑地法における改正の趣旨も踏まえ、民有地の農地や緑地の公共的な利用も視野に入れ対応する必要があります。

公園の衛生・治安上の問題や利用ルールの問題に対しては、引き続き利用者のマナー向上につながる講習会を実施するほか、地域の協力を得ながら見回りなどを強化し治安の改善を図る必要があります。また収益還元型の管理を含めた、民間事業者等による新たな管理体制なども視野に入れていく必要があります。

なお、中野区の公園の約 6 割が開園から 35 年以上が経過しているため、老朽化した公園の再整備を行っていくと共に、ボール遊びやペットが同行できる公園、健康づくりに資する公園、乳幼児が集える公園等、各地域に特色のある公園づくりを進めていく必要があります。

2-4 計画の達成状況

改定前計画の目標に対する達成状況、および改定前計画策定後（平成 21 年度～平成 29 年度）に実施した緑化関連施策の実績を整理しました。

（１）みどり率の状況

改定前計画では、みどりの将来像の実現に向けた計画推進の指標として、みどり率による目標値を設定しています。

平成 19 年度のみどり率は 17.54%、目標みどり率（平成 30 年度）は 18.5%に対して、平成 28 年度のみどり率は 17.46%でした。草地、屋上緑化、公園等の面積は増加しましたが、樹木面積の減少が大きく、みどり率全体では区全体面積に対して 0.08%の減少でした。

山手通りの街路樹整備の他、既存の街路樹の生長等によって樹木面積が増加している箇所はありますが、住宅団地の建替や集合住宅の建設等によって、多くの樹木が減少しています。

表 2-2 みどり率の推移

調査年度	みどり地面積 (ha)	樹木 (ha)	草地 (ha)	屋上緑化 (ha)	水面 (ha)	公園面積 (ha)	みどり率 (%)
平成19年度	273.17	212.94	15.16	1.78	4.04	39.25	17.54
平成28年度	272.00	201.61	18.68	2.80	4.69	44.21	17.46
増減	-1.17	-11.33	3.52	1.02	0.65	4.96	-0.08

※面積、割合は小数第 3 位を四捨五入しているため集計値が合わない場合がある。

(2) 緑地の確保状況

確保すべき緑地は「都市施設としての緑地」「制度上安定した緑地」「社会通念上安定した緑地」に区分を行い、区全体面積に占める緑地面積の割合（緑地率）を計画の指標の一つとしています。各緑地の内容を以下に示します。

《都市施設としての緑地》

都市計画公園：都市計画決定された公園

都市計画緑地：都市計画決定された緑地

都市公園：都市公園法に基づいて設置された公園

条例等の公園：条例に基づいて設置された公園およびその他公園

《制度上安定した緑地》

生産緑地地区：生産緑地法

河川区域：河川法

公開空地等：建築基準法、都市計画法等

保護樹林：中野区みどりの保護と育成に関する条例

区民農園：中野区親子農園事業要綱、中野区高齢者農園要綱

《社会通念上安定した緑地》

社寺境内地

永続緑地：公社住宅の遊園等

表 2-3 緑地の確保状況

区分	改定前計画			現況 平成29年度 (2017年度)
	策定時 平成20年 (2008年)	中間年次 平成25年 (2013年)	目標年次 平成30年 (2018年)	
都市施設としての緑地	39.18ha	42.16ha	45.52ha	44.85ha
制度上安定した緑地	26.70ha	26.59ha	26.59ha	25.90ha
社会通念上安定した緑地	24.50ha	24.50ha	24.50ha	24.80ha
合計	90.38ha	93.25ha	96.61ha	95.55ha
緑地率	5.80%	5.98%	6.20%	6.13%

改定前計画の中間年次の目標緑地面積は 93.25ha、目標緑地率は 5.98%、目標年次の目標緑地面積は 96.61ha、目標緑地率は 6.20%に対して、現況（平成 30 年 3 月 31 日時点）の緑地面積は 95.55ha、緑地率は 6.13%でした。

公園は計画的に整備が行われてきたことから、都市施設である緑地は 5.67ha 増加しています。制度上安定した緑地については、公開空地等は増加していますが、生産緑地地区、保護樹林は減少しています。

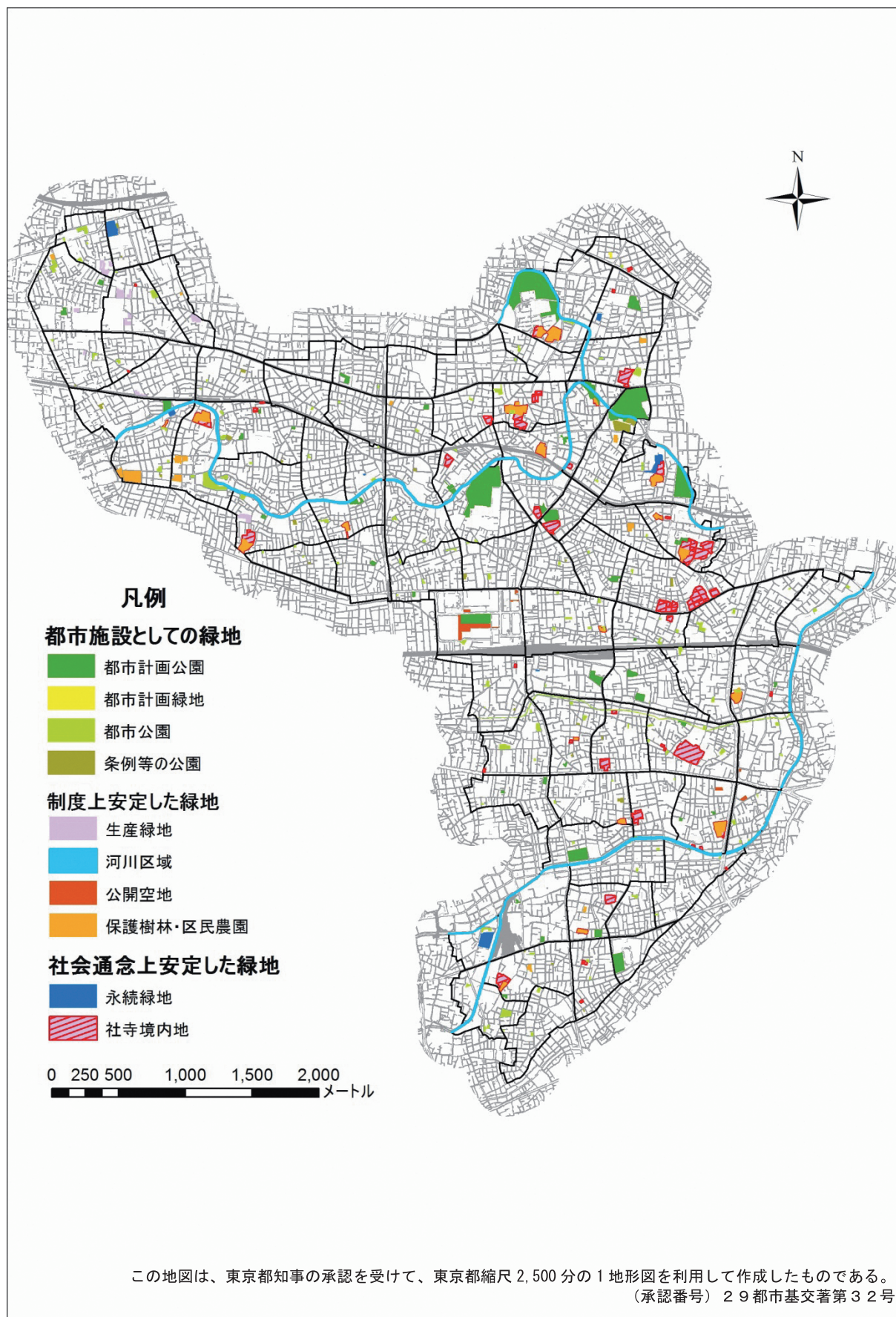


図 2-16 緑地分布図

出典：平成 28 年度中野区緑の実態調査

(3) 公園緑地等の確保状況

都市施設としての緑地である公園緑地の整備量は平成 20 年では 174 箇所、39.18ha でした。

その後、中野四季の森公園(既設部分平成 24 年開園、拡張部分平成 29 年供用開始)、白鷺せせらぎ公園(平成 27 年開園)、本五ふれあい公園、南台いちょう公園(平成 28 年開園)等の公園整備を行い、平成 29 年時点の公園緑地等は 191 箇所、44.85ha で、平成 20 年から 17 箇所、5.67ha が増加しました。

表 2-4 公園緑地等の確保状況

区分		改定前計画						現況	
		平成20年 (2008年)		中間年次 平成25年 (2013年)		目標年次 平成30年 (2018年)		平成29年度 (2017年度)	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計画公園	街区公園	33	7.50	34	7.88	35	8.37	33	7.50
	近隣公園	0	0.00	2	2.50	3	3.68	3	4.27
	地区公園	2	11.36	2	11.36	2	12.36	2	11.49
	総合公園	1	7.63	1	7.63	1	8.33	1	7.63
	小計	36	26.49	39	29.37	41	32.74	39	30.90
都市計画緑地		1	0.10	1	0.10	1	0.10	1	0.10
都市公園		117	8.58	119	8.93	119	8.93	122	11.22
条例等の公園	条例公園	1	1.33	1	1.33	1	1.33	1	1.33
	ポケットパーク	5	0.08	5	0.08	5	0.08	19	0.41
	児童遊園	11	1.05	8	0.80	8	0.80	9	0.89
	広場	3	1.55	3	1.55	3	1.55	—	—
	小計	20	4.01	17	3.76	17	3.76	29	2.63
合計		174	39.18	176	42.16	178	45.52	191	44.85
公園地率(%)		2.51		2.70		2.92		2.88	
一人あたり公園面積(m ²)		1.29		1.38		1.49		1.40	

※面積、割合は小数第 3 位を四捨五入しているため集計値が合わない場合がある。

総合公園の 1 か所は、江古田・哲学堂・中野上高田の三つの都市公園が合わさったもの。

公園地率の公園面積は新宿区域分を除く。

一人当たり公園面積は、新宿区域分を含む。

新宿区域面積、哲学堂公園 0.37ha

妙正寺公園 0.40ha

(4) 緑化関連施策の実績

改定前計画の策定後、区ではみどりの保全と創出のために様々な施策を行っています。
緑化に関連する施策の実績（平成 21 年度～平成 29 年度）は次のとおりです。

緑化関連施策の実績と進捗状況

平成 30 年 3 月 31 日現在

<基本方針> 都市の基盤となるまとまりのあるみどりをつくる	
施策の内容 1. 広域避難場所に防災機能を有する公園をつくる	
2. 計画的に公園をつくる	
※公園緑地数：193 園（平成 20 年 176 園）	
「今後の大規模公園整備の基本的考え方（平成 21 年 11 月）」に基づき、下記①～⑥の公園整備を推進	
① 中野四季の森公園：平成 24 年 4 月 既設部分の開園、平成 29 年度 拡張部分の供用開始	
② 南台いちょう公園：平成 28 年 2 月 開園	
③ 本五ふれあい公園：平成 28 年 3 月 開園	
④ 白鷺せせらぎ公園：平成 27 年 6 月 開園	
⑤ 本二東郷やすらぎ公園：平成 30 年 10 月 開園	
⑥（仮称）弥生町六丁目公園：平成 28 年度～ 基本・実施設計、平成 31 年度整備工事予定	
平和の森公園整備工事（多目的広場エリア：平成 29～30 年度・草地広場エリア：平成 30～31 年度）	
施策の内容 3. 個性的な公園や緑地をつくる	
公園全面改修 （杉山公園、南台三丁目公園、若宮公園、ささの葉公園、平和の森公園）	
地下自転車駐車場の併設（杉山公園地下自転車駐車場：平成 22 年 4 月新設 （仮称）中野四季の森公園自転車駐車場：平成 29～30 年度整備工事）	
健康遊具の設置（西大和公園、鷺六公園、桜山公園、白鷺せせらぎ公園）	
じゃぶじゃぶ池の運営（新井薬師公園、江原公園、栄町公園、大和公園、平和の森公園、上鷺東公園、けやき公園、丸山公園、南台公園）	
哲学堂公園の文化財（建築物）改修工事	
公園施設長寿命化計画の策定（平成 28 年度） 計画に基づく遊具の更新（啓明公園、すみれ公園、新井南公園、おたき公園、野方第二公園、江古田の森公園、たんぽぽ公園、上高田二丁目公園）	
施策の内容 4. 身近な場所に公園や緑地をつくる	
借地による公園（30 公園） 人工地盤上などの公園の管理・運営（白鷺せせらぎ公園、中野上高田公園）	
施策の内容 5. みどりとオープンスペースの拠点を活用する	
跡地活用等（①警察大学校、②東京大学教育学部附属中等教育学校グラウンド等、③NTT 宿舎、④都営鷺の宮アパート、⑤郵政宿舎、⑥国家公務員宿舎）による大規模公園の整備	
公開空地の整備 7 件 2.04ha（平成 19 年度 4 件 0.41ha）	

<基本方針> みどりの軸をつくる	
施策の内容 6. 河川の”水と緑”の軸をつくりネットワーク化する	
	神田川改修工事に合わせた管理用通路における植樹帯の整備 (氷川橋～柳橋間：東京都事業)
	神田川改修工事に合わせた公園、ポケットパーク整備 (長者橋公園、なかしん広場、弥生ポケットパーク：東京都事業)
	妙正寺川の自然度を高めるため、河床に玉石を整備 (3,230m、三谷橋～葛橋間：東京都事業)
施策の内容 7. 道路のみどりの軸をつくりネットワーク化する	
8. 環境軸として重点的に整備を行う	
	早稲田通り(中野通り～環7)、中野通り(新青梅街道以北)、中杉通り、大和町中央通り：事業着手(拡幅にともなう街路樹整備等：東京都事業)
	中野四季の都市のF字道路(中区街1・中区街2)：完了
施策の内容 9. 新たなみどりの軸を整備する	
	連続立体交差事業の進展を踏まえた新たな緑の軸の検討

<基本方針> 地域にゆかりあるみどりを保全する	
施策の内容 10. 樹木や樹林を保全する	
	保護樹木の指定：301本(平成19年度315本)
	保護樹林の指定：30箇所8.212ha(平成19年度41箇所10.52ha)
	保護生け垣の指定：79箇所2,131m(平成19年度67箇所1,814m)
	保護指定樹木・生け垣・樹林の助成金額の増額(平成27年度)
	保護指定樹木・生け垣・樹林の保険による第三者賠償
施策の内容 11. 生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を保全する	
	江古田の森公園の樹林における保存樹林の保全と動植物の環境保全を図るため、人の立ち入りを禁止した区域を設置 (※活動内容については27を参照)
施策の内容 12. 歴史のあるみどりを保全する	
	社寺や垣根、茅葺き民家等と一体となった樹木や樹林の保護指定
	「哲学堂公園・旧野方配水塔周辺地区整備基本方針(平成27年6月)」の策定
	「哲学堂公園及び哲学堂公園周辺都市観光拠点整備計画(平成29年3月)」の策定
	パンフレットの作成(中野散歩帳歩楽人(ふらっと)・都市観光ガイドマップ・哲学堂公園周辺観光パンフレット)
施策の内容 13. 農地を保全し活用する	
	生産緑地地区の追加指定による農地保全：10地区、1.83ha(平成19年度13地区、2.59ha)

<基本方針> 地域にゆかりあるみどりを保全する	
	施策の内容 14. みどりを大切にした施設整備を推進する
	緑化計画書提出時に既存樹木の保全を指導（建築行為）
	施策の内容 15. ”水と緑”の循環を促進する
	公園の透水性舗装整備(平成21年度～平成29年度:24,625.71㎡)
	道路の透水性舗装整備(平成21年度～平成29年度:7,148㎡)
	落ち葉の堆肥化（平和の森公園、江古田の森公園）
	全公園において剪定作業後の剪定枝葉のリサイクルの実施
	施策の内容 16. 公園・街路樹の適正な維持管理運営
	公園の指定管理者制度の導入：公園緑地 193 園中 3 園 （哲学堂公園、鷲宮運動広場、中野上高田公園）
	自主管理花壇登録団体：19 団体 22 公園

<基本方針> 暮らしの中に息づくみどりをつくる	
	施策の内容 17. 環境負荷を軽減する緑化を推進する
	街路樹の計画的な剪定等の管理、校庭芝生化、緑のカーテン整備
	壁面緑化の整備（商業施設、教育施設等） ：平成28年度 130 箇所 4,832㎡（平成19年度 123 箇所 3,083㎡）
	屋上緑化の整備（民間施設、小中学校、福祉施設等） ：平成28年度 921 箇所 28,053㎡（平成19年度 807 箇所 17,799㎡）
	カーボン・オフセット事業「中野の森プロジェクト」の実施 平成26年度～群馬県みなかみ町にて植林および森林整備 平成27年度～福島県喜多方市にて森林整備の支援 植林実績(平成26～29年度)：24,600本 オフセット・クレジット（J-VER）購入実績(平成27～29年度)：170t
	施策の内容 18. 公共施設等の緑化を推進する
	校庭芝生化：区立小学校 7 校で実施
	駅前改修工事に合わせた緑地の整備（野方駅、中野駅、東中野駅等）
	全区立小中学校において緑のカーテンを整備
	施策の内容 19. 緑化計画に基づく緑化を拡充する
	緑化指導実績（平成21年度～平成29年度：1,887件）
	接道部緑化助成制度実績（平成21年度～平成29年度：42件）
	施策の内容 20. 緑化を進める制度を活用する
	地区計画で道路沿いへのブロック塀等の新設制限および生け垣化の推進を実施
	中野四丁目地区地区計画（中野四季の都市周辺 18.0ha）で計画的に緑地を整備
	施策の内容 21. まちのみどりを増やす
	緑化指導実績（平成21年度～平成29年度：1,887件）
	接道部緑化助成制度実績（平成21年度～平成29年度：42件）
	建築物不燃化促進事業における助成要件として緑化基準を設定 （利用実績：平成21年度～平成29年度：26件）

<基本方針> 暮らしの中に息づくみどりをつくる	
施策の内容 22. 生き物の生息・生育できる自然の豊かな場所を増やす	
	中野区花と緑の祭典において区民に向け苗木の無料配布を実施 教室事業等を通じた啓発事業の実施
施策の内容 23. みどりを増やし身近なみどりのネットワークをつくる	
	接道部緑化の整備：平成 28 年度 6,143 箇所 63,527m（平成 19 年度 3,996 箇所 59,282m）
	接道部緑化助成制度実績（平成 21 年度～平成 29 年度：42 件）

<基本方針> みどりとをともにつくる	
施策の内容 24. 自然環境の学習機会を増やす	
	みどりの教室を毎年実施
	中野区花と緑の祭典でみどりの相談窓口を実施
	緑化相談会を区役所ロビーにて年 6 回開催
施策の内容 25. みどりの普及啓発活動を推進する	
	中野区花と緑の祭典でミニグリーンアドベンチャーを実施
	中野区花と緑の祭典等で、区民に向け苗木の無料配布を実施
	なかのみどりの貢献賞で緑化に功績のあった区民及び企業を表彰
	区広報や情報紙等を通じてみどりに関する情報の発信
	環境基金を設立（平成 26 年度）、寄付金を苗木の無料配布とカーボンオフセット事業に充当
施策の内容 26. みどりの情報拠点を整備する	
	なかのみどりの貢献賞で緑化に功績のあった区民を表彰 （平成 23 年度～平成 29 年度：31 の個人・団体を表彰）
	緑化活動を行っている団体への政策助成（平成 21 年度～平成 29 年度：53 件）
	江古田の森公園学習室の活用(利用実績 ：平成 26 年度 12 回、平成 27 年度 14 回、平成 28 年度 13 回、 平成 29 年度 13 回)
施策の内容 27. 自然環境学習の場を整備する	
	江古田の森公園にて区民自主団体による観察会の実施

2-5 中野区のみどりの課題

1. みどりの拠点の形成について

改定前計画では、生活圏の防災性・安全性の確保を優先課題として、防災機能を有した公園（概ね 1ha 以上）の公園整備を重点的に推進することとし、「今後の大規模公園整備の基本的考え方（平成 21 年 11 月）」を策定し、計画的に公園整備を進めてきました。また中野駅周辺では、中野四季の都市（まち）の整備によって、中野四季の森公園、街路樹が整備されたゆとりある歩行空間、既存樹を活かした企業や大学の緑地等が整備され、みどりの空間が新たなにぎわいの場を創出しました。

その結果、平成 28 年度緑の実態調査では、緑被率は 16.14%で平成 19 年度調査と比較し区全体の面積に対して 0.23%の減少でしたが、みどり率は平成 28 年度調査では 17.46%で、区全体の面積に対して 0.08%の減少に留まりました。

その一方、区民の意見として、区内の公園は数が少ない、狭いと不満があるとともに、一人当たり公園面積も小さいことから、今後も計画的に公園整備を行う必要があります。

今回の計画改定において、計画に基づいた公園の整備、まちづくり事業と連携した緑地整備により、公園緑地等のみどり空間を確保していく必要があります。

2. みどりのネットワーク形成について

山手通りの道路事業によって街路樹整備が行われたことにより、南北の環境軸の形成が進んでいます。今後も道路事業に伴う街路樹整備、既存の街路樹路線の適切な管理、沿道建築物の中高層化に伴う公開空地や屋上緑化の整備によって、みどりの軸の充実が期待されます。

また、西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえて、まちづくり事業と連携した新たなみどりの軸の構築を図るとともに、みどりの軸の形成に係わる各種事業の契機をとらえた環境整備や、適切な維持管理を推進しながら、みどりのネットワークの構築を図る必要があります。

3. みどりの資源の保全について

現存する屋敷林や社寺林等は、昔から中野区に存在する貴重なみどりの資源となっています。しかし、相続等に伴う土地の細分化や宅地開発、集合住宅の建替等によって、屋敷林をはじめとした民有地のみどりは減少しています。大規模公園の計画的な整備を進めているにもかかわらず、みどり率がほぼ横ばい状態となっているのは、民有地のまとまったみどりの減少が要因となっています。

民有地にあるみどりも貴重なみどりの資源であり、これらのみどりを良好な状態で維持保全し、後世に残していくことが課題となっています。そのため、現在保護指定樹林等の所有者を対象に実施している助成制度や落ち葉の回収を継続するとともに、既存のみどりを保全するための工夫や新たな制度の導入も必要です。

4. 身近なみどりの創出について

一定規模以上の建築行為等に義務づけられている緑化計画書制度や、生け垣等設置助成等の効果により、屋上緑化や接道部緑化の整備量は増加しています。しかし、区民意識・実態調査では、みどりの豊かさに関しての評価は低い状況です。公共施設の緑化においては、区立小中学校では緑のカーテンの設置、環境教育のための学級園の整備などの緑化にも取り組んでいます。また、区内には大地震の発生時には大きな被害が想定されている木造住宅密集市街地が存在し、安心・安全なまちづくりが喫緊の課題となっており、まちづくりの観点からも緑化の推進やオープンスペースの確保等が必要です。

これらの身近なみどりを整備することによって、良好な住環境の確保、まちの景観形成、日常におけるみどりや生きものとのふれあい、防災性の向上、ヒートアイランド現象の緩和等、様々な効果がもたらされます。

今回の改定においては、こうした取り組みの充実とともに、都市緑地法等の一部を改正する法律に伴う新たな制度や手法の導入も含めて、区民に身近なみどりを質・量ともに豊かにしていくための施策を実態にあわせて運用していく必要があります。

5. 協働によるみどりの保全と創出について

中野区のような都市環境の中で、みどりを守り育てるためには、区民や事業者のみどりに対する理解と協力が不可欠です。そのため、今後も花と緑の祭典、みどりの教室、みどりの貢献賞、および環境体験学習等の緑化啓発事業を継続・発展していく必要があります。

また、ボランティア団体や地域コミュニティによる公園や公的空間等の花壇づくりなど、多様な主体によるみどりの創出や保全のさらなる推進に取り組んでいく必要があります。